

年末調整 世帯主の判断基準 & 記載ルールまとめ



※チェックリストに従うことで、法令違反がないことを保証する資料ではありません。
※あくまで参考としてご活用いただくことを想定している資料です。実際の制度内容は国の資料等をご確認ください。
※当資料は、2025年3月時点の内容となっております。最新の情報はの資料等をご確認ください。

年末調整における世帯主の判断基準

年末調整の「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」に記入する世帯主とは、**住民票に記載されている世帯主**を指します。

用語	定義	補足
世帯	「居住」と「生計」を共にしている人々の集まり	友人同士の同居など、生計が別々の場合は同一世帯とはなりません。
世帯主	世帯を代表する者として、住民票に登録されている人	年齢や収入額に関わらず、世帯の中心となる人物であれば誰でも世帯主になることができます。

よくあるケース

- **一人暮らしの場合**：あなた自身が住民票の世帯主であれば、あなた自身の氏名を記入します。
- **実家暮らしの場合**：親が世帯主として登録されていれば、その親の氏名を記入します。
- **夫婦の場合**：夫または妻のどちらか、住民票で世帯主として登録されている方の氏名を記入します。

※住民票の記載と現状が異なる場合は、市区町村の役所で住民票の変更手続きが必要です。

世帯主との続柄の記載ルール

「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」の「あなたとの続柄」欄は、**申告者本人から見た関係性**を記入します。

世帯主	申告者本人との関係	続柄の記入例
夫	妻である自分	夫、配偶者
父	子である自分	父
母	子である自分	母
自分	（同一人物）	本人
兄	弟である自分	兄

世帯主と年末調整の還付金額の関係

誰を世帯主として記入するかは、**年末調整の還付金額に影響しません。**

年末調整は、扶養している親族の状況などに応じて所得税額を正しく計算するための手続きであり、申告書に記載する「世帯主」の情報は、所得税の計算に直接用いられないためです。

ただし、記載内容に誤りがあると、年末調整の手続きが遅れたり、正しく処理されなかったりする可能性があるため、正確に記入することが重要です。

【免責】

※当資料に従うことで、法令違反がないことを保証する資料ではありません。

※あくまで参考としてご活用いただくことを想定している資料です。また当資料は、表紙下の記載日時点の内容となっております。最新の情報、実際の制度内容は国の資料等をご確認ください。